

## トランプ政権が処方箋薬剤リベート制度の廃止を提案

- トランプ政権は、メディケア(65歳以上の高齢者向け公的医療保険制度)とメディケイド(低所得者向け公的医療医療保険制度)におけるリベート制度(製薬会社から薬剤卸・仲介管理者に対して行われる販売インセンティブ制度)を廃止すべく、議会あてに提案を行った。
- 同提案によると、当該制度は、以下三つ問題点があると指摘している。
  - 1) **処方箋薬剤価格の高騰**: 当該リベートは薬剤価格に一定料率をかけたものとなっていることから、薬剤価格が上昇すれば、リベート額も自動的に上昇する仕組となっている。
  - 2) **消費者還元の未実施**: 当該リベートは、製薬会社から薬剤卸・仲介管理等に対して支払われているが、この還付は、消費者が薬剤を求める際の負担金額には反映されない。結果、消費者負担は軽減されていない。
  - 3) **ジェネリック医薬品利用促進への阻害**: メディケアにおいては、当該リベート制度が一部の高額薬剤のみに適用されており、ジェネリック医薬品には適用されていない。結果として、安価で安全なジェネリック医薬品の利用促進を阻害している。
- 上記提案が議会で承認されるようなことがあれば、処方箋薬剤価格体系に大きな影響を生むこととなる。しかし、当該提案の実現性や実現時期については、非常に懐疑的にならざるを得ない。

出典: *LOB News January 31st, 2019 by Willis Towers Watson*

## ハワイ州において一定条件を満たす従業員に対する医療保険提供を義務化

- Prepaid Health Care Actでは、以下条件を満たす従業員に対する医療保険の提供を義務化する。
  - 1) 週20時間以上の就労を行う者
  - 2) 月間で、ハワイ州最低賃金(\$10.10)の86.67倍(合計\$876)以上の賃金を得ている者
- 医療保険提供義務が発生するタイミングは、上記条件を満たす者が A)4週間連続で就労した後、若しくはB)その月以降で医療保険が最も早く提供できる月 の何れかとなっている。
- 雇用主は、以下3つの方法で医療保険を提供可能である。
  - 1) ヘルスケアコントラクター(Health Care Contractor)もしくは、ハワイ州でライセンスを有する医療保険会社を通じて、医療保険プランを提供。
  - 2) 雇用主がプラン内容を選択し、医療保険プランを提供。
  - 3) 米国労働局の認可の下で運営される自家保険プランを提供。この場合、雇用主はプラン内容を当局に提出する他、自社の財政状況が健全であることを提示するため、監査済の財務諸表の提出義務あり。
- 雇用主は、保険料コストの50%以上を負担する必要がある。また別の規定として、“従業員のみ”で保険加入している従業員については、A)自己負担額が保険料コストの50%未満となるもしくは B)月額給与の1.5%未満となる必要がある。
- ハワイ州では、以下URLにてFAQを取り纏めている。

【 URL 】 <http://labor.hawaii.gov/dcd/frequently-asked-questions/phc/#does%20an>

出典: *H&B Now February 27th , 2019 by Willis Towers Watson*